

証券コード：6960
2025年6月11日

株 主 各 位

東京都文京区本郷三丁目39番4号
フクダ電子株式会社
代表取締役社長 白 井 大 治 郎

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法により、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fukuda.co.jp/ir/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6960/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フクダ電子」又は「コード」に当社証券コード「6960」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都文京区本郷二丁目35番8号
フクダ電子株式会社 本郷新館 1階ホール
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第2号議案）＞

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

＜株主提案（第3号議案から第6号議案）＞

第3号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）

第4号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の構成）

第5号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）

第6号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への後継者計画に関する諮問）

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年 6 月27日 (金曜日) 午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年 6 月26日 (木曜日) 午後 5 時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

（6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）



QRコードを読み取る「スマート行使」又は

議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法のいずれかで、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年 6 月26日 (木曜日) 午後 5 時30分入力完了分まで

- ※ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面による議決権行使のご案内

議 決 権 行 使 書

フクダ電子株式会社 御中

私は、2025年6月27日開催の貴社第78回定時株主総会(継続会または延会を含む)における各議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。

2025年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットの行使を有効とします。

フクダ電子株式会社

株主番号

議決権行使個数

個

会 社 提 案			
議 案	第1号案	第2号案	第2号(下の候補者を除く)
賛否表示欄	賛	賛	
	否	否	

株 主 提 案			
第3号案	第4号案	第5号案	第6号案
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月26日午後5時30分までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし2025年6月26日午後5時30分までににご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

フクダ電子株式会社

(ご注意) 当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会意見に賛成いただける場合は、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

第1号議案及び第2号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第3号議案から第6号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は46頁以降をご参照ください。

※各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

■記入例

会社提案・当社取締役会の意見に
賛成いただける場合

会 社 提 案			
議 案	第1号案	第2号案	第2号(下の候補者を除く)
賛否表示欄	賛	賛	
	否	否	

株 主 提 案			
第3号案	第4号案	第5号案	第6号案
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否

会社提案・当社取締役会の意見に
反対される場合

会 社 提 案			
議 案	第1号案	第2号案	第2号(下の候補者を除く)
賛否表示欄	賛	賛	
	否	否	

株 主 提 案			
第3号案	第4号案	第5号案	第6号案
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

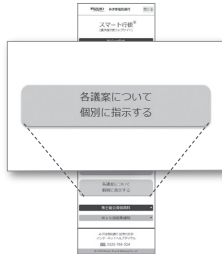
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

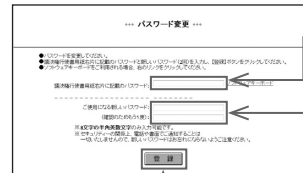
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

受付時間 9：00～21：00（年末年始を除く）

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、先行きについては国際情勢等を受けた資源価格の上昇や、世界的な貿易摩擦による影響が危惧される等、不透明な状況が続いております。

医療機器業界においては、新興感染症等に備えた体制の構築を継続しつつ、地域医療構想による医療機関の機能分化と連携を通じた効率的な医療提供体制の構築が求められております。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、1,390億7百万円（前期比0.9%減）となりました。利益につきましては、営業利益は258億74百万円（前期比2.4%減）、経常利益は266億33百万円（前期比1.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は186億5百万円（前期比0.5%減）となりました。

売上高	1,390億 7 百万円 （前期比0.9%減）
経常利益	266億33百万円 （前期比1.3%減）
親会社株主に帰属する当期純利益	186億 5 百万円 （前期比0.5%減）

これらを部門別にみますと、生体検査装置部門では、超音波画像診断装置、血圧脈波検査装置、現地仕入品が減少し、売上高は285億49百万円となりました。

生体情報モニター部門では、モニタの売上高は97億82百万円となりました。

治療装置部門では、在宅医療向けレンタル事業、A E D等が伸張り、売上高は619億51百万円となりました。

消耗品等部門は、上記各部門の器械装置に使用する消耗品や修理・保守を含みます。消耗品等部門の売上高は387億24百万円となりました。

(部門別売上)

	2024年3月期		2025年3月期		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 率
生 体 検 査 装 置	百万円 30,664	% 21.9	百万円 28,549	% 20.5	% △6.9
生 体 情 報 モ ニ タ ー	9,722	6.9	9,782	7.0	0.6
治 療 装 置	59,706	42.5	61,951	44.6	3.8
消 耗 品 等	40,229	28.7	38,724	27.9	△3.7
合 計	140,323	100.0	139,007	100.0	△0.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしましたフクダグループの設備投資の総額は124億96百万円で、その主なものはレンタル用資産「在宅用酸素濃縮器」及び白井事業所建替え等であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社フクダ物流センターを吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2022年 3月期 (第75期)	2023年 3月期 (第76期)	2024年 3月期 (第77期)	2025年 3月期 (第78期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	132,098	134,648	140,323	139,007
経常利益(百万円)	23,422	25,081	26,990	26,633
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	16,216	17,278	18,693	18,605
1株当たり当期純利益 (円)	536.19	571.25	622.44	645.41
総 資 産(百万円)	195,495	206,922	209,064	221,321

(注) 当社は、2022年10月31日開催の取締役会決議により、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
フ ク ダ 電 子 北 海 道 販 売 (株)	98百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フ ク ダ 電 子 北 東 北 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 南 東 北 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 新 潟 販 売 (株)	40百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 北 関 東 販 売 (株)	40百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 西 関 東 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 南 関 東 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 東 京 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 東 京 中 央 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 東 京 西 販 売 (株)	40百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 神 奈 川 販 売 (株)	40百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 北 陸 販 売 (株)	60百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 長 野 販 売 (株)	40百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 中 部 販 売 (株)	80百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 三 岐 販 売 (株)	40百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 京 滋 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 近 畿 販 売 (株)	80百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 兵 庫 販 売 (株)	60百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 岡 山 販 売 (株)	50百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 広 島 販 売 (株)	90百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 四 国 販 売 (株)	98百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 西 部 北 販 売 (株)	90百万円	100 %	〃
フ ク ダ 電 子 西 部 南 販 売 (株)	70百万円	100 %	〃
フクダライフテック北海道(株)	98百万円	100 %	〃
フクダライフテック北東北(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック南東北(株)	20百万円	100 %	〃

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
フクダライフテック北信越(株)	20百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダライフテック関東(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック常葉(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック東京(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック横浜(株)	50百万円	100 %	〃
フクダライフテック中部(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック京滋(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック関西(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック兵庫(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック中国(株)	40百万円	100 %	〃
フクダライフテック四国(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック九州(株)	50百万円	100 %	〃
フクダライフテック(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子ファインテック仙台(株)	80百万円	100 %	医 用 電 子 機 器 の 製 造
フクダ電子技術サービス(株)	30百万円	100 %	医 用 電 子 機 器 の 修 理
フクダメディカルソリューション(株)	50百万円	100 %	医 療 用 コ ン ピ ュ ー タ シ ス テ ム の 開 発 及 び 販 売
ア ト ミ ッ ク 産 業 (株)	10百万円	100 %	医療用記録紙の製造・販売
フ ク ダ コ ー リ ン (株)	300百万円	100 %	医療機器・医療システムの企画・開発・ 販売及び診療支援サービス事業展開
北京福田電子医療仪器有限公司	3,900千US\$	100 %	医用電子機器の製造・販売
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	3,300千US\$	100 %	医 用 電 子 機 器 の 販 売
FUKUDA DENSHI UK LTD	1GBP	100 %	医 用 電 子 機 器 の 販 売

(注) 2024年4月1日付で、当社は、(株)フクダ物流センターを吸収合併いたしました。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

(4) 対処すべき課題

診療報酬、薬価、特定保険医療材料の公定償還価格改定など、引き続き不透明な市場環境が予測されますが、お客様に安心してご使用いただくための品質管理・安全管理体制の充実と、同業他社には無い差別化した製品の開発、販売体制整備のための投資、国内外の競合メーカーとの価格競争力を高めるためのコスト削減に引き続き取り組んでまいります。

また、資本効率を高めるべく創出したキャッシュ・フローを継続的に成長投資に回していくことで企業価値向上に努め、株主の皆様へ安定的な成果配分を継続していく所存でございます。

<経営理念>

社会的使命に徹し、
ME機器の開発を通じて、
医学の進歩に寄与する

中期経営計画方針としては、少子高齢化の進展に伴い変化する医療環境に適応すべく事業戦略を策定し、効率的な組織運営を実現することで強固な経営基盤を構築していくことを掲げております。

成長性が見込まれる分野への戦略的投資や効果的な研究開発の取り組みにより、医療機関への総合提案の実現、在宅医療分野における地域密着体制の強化を図り、ガバナンス・コンプライアンス体制の強化や人材育成による組織の活性化を通じて、グループ経営管理体制の充実を目指してまいります。

地域医療を支えるという使命感のもと、「予防、検査、治療、経過観察、リハビリ、在宅、介護」というワンストップサービスによる一貫した医療環境を提供することで、お客様に価値を提供するとともに持続的成長を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

医用電子機器の研究開発、製造、販売・レンタル、及び修理・保守等を主な事業の内容としております。

事業部門	主 要 製 品
生体検査装置部門	心電計・ホルター心電図記録解析装置・負荷心電図装置・超音波画像診断装置・ポリグラフ・自動血球計数測定装置・呼吸機能検査装置・血圧脈波検査装置
生体情報モニター部門	セントラルモニタ・ベッドサイドモニタ・医用テレメータ
治療装置部門	デフィブリレータ・ペースメーカー・人工呼吸器・在宅用人工呼吸器・在宅用酸素濃縮器・睡眠時無呼吸症候群の治療器・カテーテル
消耗品等部門	記録紙・ディスプレイ電極・各部門の器械装置に使用する消耗品や修理・保守

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

①当社

本 社：東京都文京区

本 郷 事 業 所：東京都文京区

白 井 事 業 所：千葉県白井市

②子会社

・国内子会社

会 社 名	所 在 地
フクダ電子北海道販売(株) 他22社	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、新潟、宇都宮、さいたま、千葉、 東京、立川、横浜、金沢、長野、名古屋、岐阜、京都、 吹田、神戸、岡山、広島、松山、福岡、熊本
フクダライフテック北海道(株) 他14社	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、金沢、さいたま、千葉、東京、横浜、 名古屋、京都、吹田、神戸、広島、松山、福岡
フクダライフテック(株)	東京都文京区
フクダメディカルソリューション(株)	東京都文京区
アトミック産業(株)	東京都文京区
フクダコーリン(株)	東京都文京区
フクダ電子ファインテック仙台(株)	宮城県黒川郡大和町
フクダ電子技術サービス(株)	千葉県白井市

(注) 2024年4月1日付で、当社は、(株)フクダ物流センターを吸収合併いたしました。

・海外子会社

会 社 名	所 在 地
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	米国ワシントン州
北京福田電子医療儀器有限公司	中国北京
FUKUDA DENSHI UK LTD	英国シェフィールド

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,465 (750) 名	22 (39) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
719 (172) 名	20 (11) 名	42.8歳	14.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	400百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社みずほ銀行	300
株式会社北陸銀行	300
株式会社七十七銀行	300
株式会社商工組合中央金庫	100
日本生命保険相互会社	50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 156,000,000株
- ② 発行済株式の総数 37,747,300株（自己株式 8,674,734株を含む）
- ③ 株主数 3,530名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福田 孝太郎	5,640千株	19.40%
日本生命保険相互会社	1,505千株	5.18%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらばし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,390千株	4.78%
株式会社三菱UFJ銀行	1,355千株	4.66%
株式会社みずほ銀行	1,042千株	3.59%
株式会社北陸銀行	1,000千株	3.44%
センチュリー産業株式会社	1,000千株	3.44%
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライ ス ストック ファンド	904千株	3.11%
福田 百合子	734千株	2.53%
フクダ電子従業員持株会	611千株	2.10%

- (注) 1. 当社は自己株式を8,674千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。自己株式には株式給付信託（J-ESOP及びBBT）が所有する243千株は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式（8,674千株）を控除して計算しております。また、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらばし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」名義の株式1,390千株は、株式会社きらばし銀行が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については株式会社きらばし銀行が指図権を留保しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

招
集
ご
通
知

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 田 孝 太 郎	
代表取締役社長	白 井 大 治 郎	
常務取締役	小 川 治 男	技術統括
常務取締役	玄 地 一 男	営業本部長
常務取締役	久 野 直 樹	社長室長
取締役	福 田 修 一	特命担当
取締役	杉 山 昌 明	杉山昌明税理士事務所代表 公認会計士杉山昌明事務所代表
取締役	佐 藤 幸 雄	株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役 株式会社ケッズトレーナー特別顧問
取締役	古 屋 一 樹	
取締役	伏 黒 久 高	住宅産業信用保証株式会社社外監査役
常勤監査役	太 田 垣 吉 孝	
監査役	後 藤 啓 二	後藤コンプライアンス法律事務所代表 株式会社西武ホールディングス社外取締役 セントラル警備保障株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役	廣 江 昇	

- (注) 1. 取締役杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏は社外取締役であります。
2. 監査役後藤啓二氏及び廣江昇氏は社外監査役であります。
3. 監査役後藤啓二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役廣江昇氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏、社外監査役後藤啓二氏及び廣江昇氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、指名・報酬諮問委員会の設立に伴い、2022年10月31日開催の取締役会において、一部改定をしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、フクダグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針とします。具体的には、基本報酬（月額報酬）と賞与、及び業績連動型株式報酬（社外取締役を除く）で構成します。

また、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準、及び独立社外取締役の意見等を踏まえて見直しを行うこととします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 賞与

各事業年度の連結経常利益に連動させ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

(2) 業績連動型株式報酬（社外取締役を除く。）

業績連動型株式報酬として、「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」を採用します。

BBTに係る指標及び額は、業績向上への動機づけとなることを目的として各事業年度の連結売上高、連結経常利益額及び連結当期純利益額に連動させ、各取締役の業務執行状況を加味した上で算出します。

また、額の決定は、「役位に応じた基準ポイント」と「前事業年度からの業績指標の増減率に応じて連動させる業績連動係数」を乗じて算出した値を当事業年度のポイント数とし、退任時まで付与されたポイントを合計した数に応じた当社普通株式（1ポイントにつき1株に換算）を退任時に給付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動性が高く、適切なインセンティブとするため、報酬等の種類ごとの比率は、

「基本報酬」：「賞与」：「業績連動型株式報酬」＝5：4：1

を目安とします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役が委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し、決定するものとします。

なお、決定に関する客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会（以下「委員会」という）を設置し、代表取締役が原案を委員会に示して意見を求め、委員会からの意見を十分に踏まえた上で最終的に決定することとします。

ロ. 監査役の報酬等

当社の監査役の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与であり、個人別の報酬等は監査役の協議により決定いたします。

ハ．当該事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	908 (16)	431 (13)	375 (2)	101 (－)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	15 (9)	15 (9)	－	－	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	923 (25)	447 (23)	375 (2)	101 (－)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として賞与を支給しております。会社業績向上に対する意識を高めるため、賞与にかかる業績指標として連結経常利益を掲げ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を支給しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益額の推移は、「1.(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
3. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。BBTに係る指標及び額等は、「イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の拠出金額（報酬等の額）の上限を108百万円（3事業年度）と決議いただきましたが、2024年6月27日開催の第77回定時株主総会において、本上限を撤廃する決議をいただいております。なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、同株主総会において上限40,000ポイントと決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。
6. 取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役会長福田孝太郎が委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、委任を受けた裁量の余地も限られていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、決定に関する客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会（以下

「委員会」といいます。)を設置しており、報酬額の原案を委員会に示して意見を求め、委員会からの意見を十分に踏まえた上で最終的に決定しております。

7. 2005年6月29日開催の第58回定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いただいております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、取締役1名に対し812百万円を退任時に支給する旨となっております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・取締役杉山昌明氏は、杉山昌明税理士事務所代表、公認会計士杉山昌明事務所代表であります。当社は、杉山昌明税理士事務所、公認会計士杉山昌明事務所とは特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤幸雄氏は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所の相談役、株式会社ケッツトレーナーの特別顧問であります。当社は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所、株式会社ケッツトレーナーとは特別な関係はありません。
- ・取締役伏黒久高氏は、住宅産業信用保証株式会社の社外監査役であります。当社は、住宅産業信用保証株式会社とは特別な関係はありません。
- ・監査役後藤啓二氏は、後藤コンプライアンス法律事務所代表、株式会社西武ホールディングス及びセントラル警備保障株式会社の社外取締役であります。当社は、後藤コンプライアンス法律事務所、株式会社西武ホールディングス、セントラル警備保障株式会社とは特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数 / 開催回数	出席率	出席回数 / 開催回数	出席率
取締役 杉山 昌明	13回/13回	100%	—	—
取締役 佐藤 幸雄	13回/13回	100%	—	—
取締役 古屋 一樹	13回/13回	100%	—	—
取締役 伏黒 久高	12回/13回	92%	—	—
監査役 後藤 啓二	13回/13回	100%	18回/19回	95%
監査役 廣江 昇	13回/13回	100%	19回/19回	100%

- ・取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役杉山昌明氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役佐藤幸雄氏は、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役古屋一樹氏は、長年にわたり取締役として経営を担った経験により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役伏黒久高氏は、長年にわたる金融機関での見識や海外での勤務経験、取締役として経営を担った経験により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役後藤啓二氏は、弁護士経験による専門的見地から、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス経営並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役廣江昇氏は、長年にわたる金融機関での見識と豊富な経験により、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、医療機器・用品が直接人々の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客（医師及び医療従事者）との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

以上のことから、当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的な利益を追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続けていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企業価値を損なうものと考えます。

2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2006年6月29日に開催された第59回定時株主総会におきまして、「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）基本方針」の導入に関し、承認可決いただきました。また、2024年6月27日に開催された第77回定時株主総会におきまして、一部改定の上で、「フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」として継続すること（以下、継続導入した対応策を「本プラン」といいます。）を承認可決いただきました。

これは、大規模買付行為がなされようとする場合における対応策を定めたものであります。

対応策を要約しますと、買付行為の目的・方法及び内容等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであるかどうかについて、大規模買付者に対して情報提供を求めるとともに、取締役会による評価や代替案の提示を目的とした大規模買付ルールを定め、交渉を行います。そして、当社取締役会は、買付ルールが遵守されない場合や、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付の場合には、企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）の諮問を経て、本プラン発動の検討を行います。また、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本プラン発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入された

ものであり、基本方針に沿うものです。本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、本プランの発動に際し株主総会を招集し株主の皆様の意思を直接確認することができること、3カ年の有効期限が定められていること、企業価値・株主価値向上の観点から取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本プランは、2024年6月27日に開催された第77回定時株主総会におきまして、一部改定のうえで、有効期限を3カ年とした継続導入が承認され、3年後の2027年6月に開催予定の当社第80回定時株主総会の終結の時まで有効であることが決定しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり60円の普通配当に加え25円の特別配当を予定しておりましたが、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が期初に予想した数値を上回ったことから、普通配当を65円、特別配当を45円、合計110円とさせていただきます。これにより、年間の配当金は、先に実施いたしました中間配当金85円と合わせて1株につき195円となります。

配当支払い回数につきましては、中間期末日、期末日を基準日とした年2回を継続する方針であります。また、当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	127,139	流 動 負 債	35,219
現 金 及 び 預 金	72,374	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,737
受 取 手 形	1,308	電 子 記 録 債 務	3,851
売 掛 金	33,215	短 期 借 入 金	1,750
電 子 記 録 債 権	4,544	リ ー ス 債 務	279
商 品 及 び 製 品	9,513	未 払 法 人 税 等	4,360
仕 掛 品	234	製 品 保 証 引 当 金	149
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,548	賞 与 引 当 金	3,508
そ の 他	2,443	役 員 賞 与 引 当 金	538
貸 倒 引 当 金	△43	そ の 他	9,045
固 定 資 産	94,182	固 定 負 債	4,449
有 形 固 定 資 産	56,405	リ ー ス 債 務	1,288
建 物 及 び 構 築 物	23,744	役 員 株 式 給 付 引 当 金	351
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,080	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	365
工 具 、 器 具 及 び 備 品	20,397	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	159
土 地	9,937	退 職 給 付 に 係 る 負 債	979
リ ー ス 資 産	1,124	そ の 他	1,305
建 設 仮 勘 定	120	負 債 合 計	39,669
無 形 固 定 資 産	1,777	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	36,000	株 主 資 本	175,309
投 資 有 価 証 券	14,740	資 本 金	4,621
繰 延 税 金 資 産	2,242	資 本 剰 余 金	17,506
保 険 積 立 金	17,350	利 益 剰 余 金	180,440
そ の 他	1,675	自 己 株 式	△27,258
貸 倒 引 当 金	△8	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,343
資 産 合 計	221,321	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,591
		為 替 換 算 調 整 勘 定	572
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,179
		純 資 産 合 計	181,652
		負 債 純 資 産 合 計	221,321

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		139,007
売上	原価		65,190
販売費	一般管理費		73,816
営業	利益		47,942
営業	利益		25,874
受取	利息		885
受取	当		98
受取	手		252
受取	組合		72
受取	運		92
受取	用		166
受取	金		204
受取	他		126
営業	費用		50
支為	利		39
り	差		7
そ	解		29
経	の		26,633
特	常		561
特	利		125
固	利		331
投	益		103
保	益		67
別	金		34
固	有		17
減	価		14
投	証		27,127
税	券		7,942
金	評		579
等	価		18,605
調	純		18,605
整	利		
前	益		
当	業		
期	税		
純	額		
利	益		
益			
親会社株主に帰属する当期純利益			18,605

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	96,844	流動負債	47,963
現金及び預金	50,280	買掛金	7,121
受取手形	2	電子記録債権	3,851
売掛金	36,148	短期借入金	1,750
商品及び製品	5,008	リース負債	29
仕掛品	81	未払金	5,217
原材料及び貯蔵品	2,960	未払法人税等	2,752
前渡金	92	預り金	24,514
短期貸付金	1,344	賞与引当金	1,402
その他の貸付金	1,462	役員賞与引当金	377
貸倒引当金	△536	製品保証引当金	133
固定資産	96,400	その他の負債	813
有形固定資産	47,180	固定負債	2,419
建物	17,410	リース負債	44
構築物	595	役員株式給付引当金	351
機械及び装置	569	従業員株式給付引当金	365
車両運搬具	35	退職給付引当金	619
工具、器具及び備品	19,791	長期未払金	812
土地	8,596	その他の負債	226
リース資産	67	負債合計	50,383
建設仮勘定	113	純資産の部	
無形固定資産	1,032	株主資本	138,270
ソフトウェア	619	資本	4,621
ソフトウェア仮勘定	350	資本剰余金	17,503
その他の資産	62	資本準備金	8,946
投資その他の資産	48,188	その他の資本剰余金	8,557
投資有価証券	14,519	利益剰余金	143,415
関係会社株式	9,916	利益準備金	1,171
出資金	1	その他の利益剰余金	142,243
長期貸付金	5,624	事業拡張積立金	300
繰延税金資産	395	固定資産圧縮積立金	53
保険積立金	17,311	別途積立金	37,500
その他の貸倒引当金	△71	繰越利益剰余金	104,390
資産合計	193,244	自己株式	△27,270
		評価・換算差額等	4,591
		その他有価証券評価差額金	4,591
		純資産合計	142,861
		負債純資産合計	193,244

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	87,097
売上原価	55,024
売上総利益	32,072
販売費及び一般管理費	16,670
営業利益	15,402
営業外収益	7,582
受取利息	105
受取配当金	6,752
受取その他	724
営業外費用	188
支払利息	141
支払損他	41
支払その他	5
経常利益	22,796
特別利益	1,098
固定資産売却益	116
投資有価証券売却益	331
保険解約戻金	103
受取その他	546
特別損失	475
固定資産売却損	34
関係会社出資金評価損	438
減損	1
税引前当期純利益	23,419
法人税、住民税及び事業税	4,411
法人税等調整額	340
当期純利益	18,667

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

フクダ電子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 紀 彰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 梶 原 崇 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクダ電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

フクダ電子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 紀 彰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 梶 原 崇 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議ツール等も活用しながら、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要部門及び子会社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、親子会社合同の重要な会議等に出席するほか、会計監査人が行う子会社の監査に立会い会計監査人の監査指摘事項を通して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、同時に必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

フクダ電子株式会社 監査役会

常勤監査役 太田垣 吉 孝 (印)

社外監査役 後 藤 啓 二 (印)

社外監査役 廣 江 昇 (印)

以 上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第2号議案）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の一層の充実及びコーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、現行定款第18条（員数）につきまして、取締役の員数の上限を2名増員し、10名から12名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（員 数） 第18条 当会社の取締役は <u>10名</u> 以内とする。	（員 数） 第18条 当会社の取締役は <u>12名</u> 以内とする。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実及びコーポレートガバナンスの更なる強化を図るため社外取締役を1名増員し、第1号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役11名(うち社外取締役5名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	福田 孝太郎 (1945年6月27日生) 再任	1968年4月 当社入社 1973年6月 当社取締役 1978年1月 当社専務取締役 1985年8月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長(現任) 【選任理由】 福田孝太郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長及び代表取締役会長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	5,640,370株
2	白井 大治郎 (1951年11月6日生) 再任	1980年4月 当社入社 1997年4月 フクダ電子西関東販売株式会社代表取締役 2006年4月 当社執行役員 2007年4月 当社経営企画部長 2007年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役 2012年6月 当社代表取締役社長(現任) 【選任理由】 白井大治郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	26,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	お 小 川 治 男 (1957年4月13日生) 再任	1982年 4 月 オリンパス株式会社入社 2011年 4 月 同社執行役員 2012年 4 月 同社常務執行役員 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 2015年 6 月 オリンパス株式会社取締役常務執行役員 技術開発部門長 (CRDO) 2016年 4 月 同社取締役専務執行役員 技術統括役員 (CTO) 兼 技術開発部門長 (CRDO) 2019年 6 月 同社執行役 CTO 2020年 5 月 当社入社 当社執行役員 当社開発本部副本部長 2021年 4 月 当社開発本部長 2021年 6 月 当社取締役技術統括 2023年 6 月 当社常務取締役技術統括 (現任) 2023年12月 当社品質保証本部長 【選任理由】 小川治男氏は、長年にわたり技術開発部門に携わり、取締役としての豊富な経験と実績を有するとともに、当社入社以降も開発部門の強化に貢献しております。その経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	0株
4	げん ち かず お 玄 地 一 男 (1958年3月24日生) 再任	1980年 8 月 フクダ電子南東北販売株式会社入社 2003年 4 月 フクダ電子北東北販売株式会社代表取締役 2004年 4 月 フクダ電子南関東販売株式会社代表取締役 2010年 4 月 フクダ電子南東北販売株式会社代表取締役 2014年 4 月 当社執行役員 当社営業本部副本部長 2020年 4 月 当社営業本部長 (現任) 2021年 6 月 当社取締役 2023年 6 月 当社常務取締役 (現任) 【選任理由】 玄地一男氏は、長年にわたり当社営業部門に携わり、当社子会社である販売会社の代表取締役を経て、現在は営業本部長として業績拡大に貢献しております。その経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	6,400株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
5	ひさのなおき 久野直樹 (1968年9月22日生) 再任	1998年 3 月 当社入社 2012年 7 月 当社社長室経営企画部長 2012年10月 プレステクノロジー株式会社取締役管理部長 2014年 7 月 当社社長室付部長 2015年 7 月 当社執行役員 2021年 6 月 当社取締役 当社社長室長（現任） 2023年 6 月 当社常務取締役（現任） 【選任理由】 久野直樹氏は、長年にわたり経営企画、I R など管理部門全般に関する広範な知見と豊富な経験を有しております。その知見と経験を活かし、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	4,500株
6	ふくだしゅういち 福田修一 (1955年3月28日生) 再任	1978年 7 月 当社入社 1994年 4 月 当社財務部経理課長 1996年 4 月 当社国際営業事業部シアトル駐在事務所長 1999年 4 月 当社経営企画本部経営企画室次長 2003年12月 当社社長室関連会社管理部長 2006年 4 月 フクダ電子四国販売株式会社代表取締役 2008年 4 月 当社執行役員 当社経理部長 2008年 6 月 当社取締役（現任） 2010年 4 月 当社経営システム部長 2023年 4 月 当社特命担当（現任） 【選任理由】 福田修一氏は、長年にわたり当社管理部門を主導し、経理、経営企画、経営システムなどの豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	299,070株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	すぎやままさあき 杉山昌明 (1947年4月14日生) 再任 社外 独立	1972年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 入所 1974年5月 芹沢政光公認会計士事務所入所 1976年9月 公認会計士登録 1977年1月 税理士登録 杉山昌明税理士事務所代表(現任) 1987年8月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ 監査法人)社員 1997年8月 同監査法人代表社員 2006年6月 同監査法人監事会議長 2009年6月 同監査法人退社 2009年7月 公認会計士杉山昌明事務所代表(現任) 2014年5月 株式会社T S I ホールディングス社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 杉山昌明氏は、長年にわたり、公認会計士・税理士として活躍され、企業会計・税務に精通しています。また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する高い見識を有しているため、その専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株
8	きとうゆきお 佐藤幸雄 (1945年10月9日生) 再任 社外 独立	1971年5月 日本大学医学部入局(衛生学) 1980年12月 医学博士号取得 1981年5月 オリンピック強化選手I O C公認スタッフ 1983年4月 株式会社イリス代表取締役社長 1985年6月 株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役(現任) 2000年5月 株式会社ケッズトレーナー特別顧問(現任) 2008年4月 株式会社オフィスM・A特別顧問 2009年6月 株式会社青山ビジネスフォーラム特別顧問 2019年6月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 佐藤幸雄氏は、長年にわたり臨床医として活躍され、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見を有しています。その知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	800株

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主総会
参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当社の株式数
9	ふ る や か ず き 古 屋 一 樹 (1950年1月13日生) 再 任 社 外 独 立	1982年 5 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 2000年 5 月 同社取締役 2004年 5 月 同社常務取締役 同社常務執行役員 2007年 5 月 同社専務執行役員 2009年 5 月 同社取締役副社長 2016年 5 月 同社代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 2019年 5 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役会長 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 古屋一樹氏は、長年にわたり取締役として経営を担った経験を有しております。その経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株
10	ふ し くろ ひ さ たか 伏 黒 久 高 (1960年2月28日生) 再 任 社 外 独 立	1983年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1995年 1 月 スイス三和銀行出向 1998年 4 月 三和インターナショナルピーエルシー出向 2001年 2 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）システム部次長 2003年 7 月 株式会社ユーフィット（現 T I S株式会社）出向 企画部長 2004年 4 月 U F J I S株式会社（現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社）出向 取締役総合企画部長 2009年 7 月 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社出向 取締役総合金融システム統括部長 2010年 7 月 三菱総研D C S株式会社出向 金融・カード事業本部副本部長 2011年 4 月 同社執行役員カード事業本部長 2012年 9 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）退職 2012年10月 三菱総研D C S株式会社常務執行役員 2014年 6 月 同社常務取締役常務執行役員 2022年12月 同社顧問 2023年 6 月 住宅産業信用保証株式会社社外監査役（現任） 2023年 6 月 当社社外取締役（現任） 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 伏黒久高氏は、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、海外での勤務経験や情報システム関係の経験のほか、取締役として経営を担った経験を有しております。その見識や経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
11	あべけいこ 阿部啓子 (1947年3月8日生) 新任 社外 独立	1994年6月 東京大学農学部助教授 1996年4月 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 2008年4月 公益財団法人神奈川科学技術アカデミー（現 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所）研究顧問 2010年4月 東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授 2010年6月 東京大学名誉教授（現任） 2019年6月 太陽化学株式会社社外取締役（現任） 2022年7月 株式会社伊藤園社外取締役（現任） 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 阿部啓子氏は、東京大学の名誉教授として、次世代機能性素材の分野における高い見識と豊富な経験を有しております。 また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、その見識や経験を活かし、研究開発分野において有用な意見、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏、伏黒久高氏及び阿部啓子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 杉山昌明氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって11年になります。
4. 佐藤幸雄氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。
5. 古屋一樹氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。
6. 伏黒久高氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
7. 当社と杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において取締役に再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
また、阿部啓子氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏、古屋一樹氏及び伏黒久高氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
また、阿部啓子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

10. 上記各候補者の略歴は、2025年5月15日現在のものであります。

【ご参考】スキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役及び監査役の主たる経験分野・専門性は下記のとおりとなります。

	氏名	企業経営	グローバル	財務・ 会計	製造・ 研究開発	法務	営業	I T・ デジタル	ESG・ サステナ ビリティ	医学
取締役	福 田 孝太郎	○	○	○	○		○			
	白 井 大治郎	○	○	○			○			
	小 川 治 男	○	○	○	○				○	
	玄 地 一 男	○					○			
	久 野 直 樹	○		○			○		○	
	福 田 修 一	○	○	○			○	○		
	杉 山 昌 明	○		○						
	佐 藤 幸 雄	○								○
	古 屋 一 樹	○		○			○			
	伏 黒 久 高	○	○	○				○		
	阿 部 啓 子	○			○				○	
監査役	太田垣 吉 孝			○						
	後 藤 啓 二					○				
	廣 江 昇			○						

※上記一覧表は、各人の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

＜株主提案（第3号議案から第6号議案）＞

第3号議案から第6号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

以下の議題、議案の要領及び提案の理由は、議案番号を調整したほかは、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております（ただし、書面に記載されていた写真については省略しております）。

第3号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）

ア 議案の要領

現行定款第25条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（指名・報酬諮問委員会の設置）

第26条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を置く。

2. 指名・報酬諮問委員会は、取締役候補者及び取締役の報酬等に関して取締役会の諮問する事項並びに本定款の定める事項について審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の報告を尊重しなければならない。
3. 指名・報酬諮問委員会に関する事項は、本定款のほか、指名・報酬諮問委員会において定める指名・報酬諮問委員会規程による。

イ 提案の理由

当社が2022年10月に設立した指名・報酬諮問委員会は、社外取締役が取締役会の過半数に達していない当社において、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために重要な役割を期待されています。しかるに、現状では、指名・報酬諮問委員会は取締役会が任意に設置した諮問機関に過ぎず、取締役会の一存によって改廃されうる存在に過ぎません。

当社は、創業家出身の福田会長の影響力が強いため、取締役会の独立性を確保するために指名・報酬諮問委員会の役割が特に重要であると考えられます。したがって、当社においては、指名・報酬諮問委員会を定款に基づく正式な機関として位置付け、その改廃を株主の意思にかからしめることが適当です。

◆ 第3号議案に対する当社取締役会の意見
当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社は、2022年10月31日、取締役の指名、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、指名・報酬諮問委員会規程に沿って必要に応じて開催しており、取締役会からの諮問事項について審議しております。現在の構成員は、社外取締役全員と代表取締役社長であり、その委員長には社外取締役が就任しています。このように、当社では既に取締役の指名や報酬の決定の重要性を踏まえて、任意の機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、適切に運用しております。

他方、本議案は、指名・報酬諮問委員会を定款に規定することにより、定款に基づく正式な機関として位置づけることなどを目的とするものですが、上記のとおり、当社では既に取締役会決議に基づく当社の正式な機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、指名・報酬諮問委員会規程に沿って適切に運用されています。加えて、会社法上の機関ではなく当社における任意の機関の一つである指名・報酬諮問委員会のみを殊更会社の根本規範である定款に定めることはおよそ一般的な定款の条文の内容とは言い難く、実際、このような定款規定は一般化されておらず、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の構成）

ア 議案の要領

第3号議案「定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）」の承認可決を条件として、同議案により追加される定款第26条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（指名・報酬諮問委員会の組織）

第27条 指名・報酬諮問委員会の委員は、社外取締役三名以上五名以内とし、社外取締役の互選によって定める。

2. 指名・報酬諮問委員会に委員長を置く。委員長は、指名・報酬諮問委員会の委員の互選によって定める。委員長は、指名・報酬諮問委員会の会務を総理する。
3. 指名・報酬諮問委員会に事務局を置く。事務局は、委員長の指示により、指名・報酬諮問委員会の招集の手続き、事務処理及び議事録の作成を行う。
4. 指名・報酬諮問委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、当会社の費用において、弁護士、ヘッドハンター、コンサルタントその他の外部専門家を起用し、その助言又は援助を受けることができる。

イ 提案の理由

上記のとおり、当社の指名・報酬諮問委員会は当社の取締役会の機能を強化するために重要な役割を期待されるものですが、請求者が当社から開示を受けた取締役会議事録によれば、同委員会は年間で3回しか開催されず、そのうち1回は議長の代行順位を決めるだけでした。このような開催形態に照らして、当社の指名・報酬諮問委員会が取締役選任や報酬決定のプロセスに実効的な関与をしているとは考えられません。

このように、指名・報酬諮問委員会が名ばかりの存在にとどまっていることの主要な原因は、白井社長が委員に入っているため執行側からの独立性が確保されていないことにありと考えられます。指名・報酬諮問委員会の構成を社外取締役のみとすることは、執行側の影響を排除して委員会の独立性を担保するために最も効果の高い方法とされています（青木こず枝・志村保「任意の指名委員会・報酬委員会の実効性向上に向けた検討課題」旬刊商事法務2380号4頁）。

したがって、当社の指名・報酬諮問委員会も、その独立性を担保して実効性を高めるために、委員を社外取締役のみとすべきです。併せて、社外取締役のみでも十分な審議ができるよう、独自の事務局を設置し、外部専門家の選任権限も与えるべきです。

◆ 第4号議案に対する当社取締役会の意見
当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社は、2022年10月31日、取締役の指名、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の決議に基づき、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、社外取締役を委員長として、指名・報酬諮問委員会規程に沿って適切に運営しております。

他方、本議案は、指名・報酬諮問委員会の委員を社外取締役に限定するなどその構成を定款に規定するというものですが、既に適切に運用されている以上、本議案のような定款を新たに設ける必要はありません。むしろ、委員会の議論のベースとなるのは、審議対象となる各取締役や取締役候補者の実際の評価や、当社の経営戦略等の方向性であり、これらを社外取締役のみで十分に議論することは極めて困難です。また、委員全員を社外取締役としている企業は現時点で極めて少数であり、実務的にも社外取締役のみによる運営が浸透していないことを踏まえると、本議案のように指名・報酬諮問委員会の委員を社外取締役に限定することにより、むしろ指名・報酬諮問委員会の実効性が損なわれる可能性が高いと考えます。

さらに、会社法上の機関ではなく当社における任意の機関の一つである指名・報酬諮問委員会のみを殊更会社の根本規範である定款に定めることはおよそ一般的な条文の内容とはいえず、実際、このような定款規定は一般化されておらず、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）

ア 議案の要領

第3号議案「定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）」の承認可決を条件として、同議案により追加される定款第26条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を1条ずつ繰り下げる。

（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）

第27条 指名・報酬諮問委員会は、当社及び当社連結子会社の従業員の給与について、これまでの当社の業績の向上に鑑みた適切な引き上げ幅を審議し、2025年9月末日まで（指名・報酬諮問委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、指名・報酬諮問委員会が適当と認める日まで）に取締役会に対して報告を行う。

2. 当会社は、前項に基づく指名・報酬諮問委員会の報告内容を、報告後速やかに対外的に公表する。

併せて、定款の附則として、以下の条項を追加する。

附 則

第1条 定款第27条は、同条に定める指名・報酬諮問委員会の報告の内容が公表された時点で削除する。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

イ 提案の理由

2014年3月期から2024年3月期にかけて、当社の営業利益は2倍以上に増加し、当社の業績は大きく向上しました。この間、福田会長の報酬は増益・減益にかかわらず増加を続け、総額は3.2倍、賞与に至っては約10倍に増加しています。しかし、当社単体での従業員平均給与をみると、2014年3月期から2021年3月期にかけては、会社の業績向上や取締役報酬の増加にもかかわらずほぼ横ばいであり、物価高に伴う大幅な賃上げが幅広く行われた2022年3月期以降にようやく、年間4%から5%程度の賃上げが行われた程度です。

実額(百万円)	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.4期
連結営業利益	11,783	10,303	10,649	12,062	12,334	12,645	13,283	19,811	22,708	24,093	26,506
従業員給与	7.6	7.8	7.4	7.5	7.8	7.8	7.8	7.7	8.2	8.4	8.8
福田会長報酬	136	136	141	154	190	232	278	349	452	434	440
基本報酬	116	116	120	122	132	146	157	165	199	228	235
賞与	20	20	21	31	57	75	110	170	240	195	195
その他	-	-	-	1	1	11	11	14	13	10	10

このとおり、当社においては業績向上の成果が従業員に対して適切に分配されているとはいいたい状況にあります。当社の業績の向上は、当社従業員の日々の努力があってこそ成し遂げられたものです。会社として好業績を上げたのであれば、それに貢献した従業員は報われるべきです。

従業員の待遇は人材確保の要点です。当社の中長期的な企業価値の向上のためには、従業員に対しても成果が適切に配分され、有能な人材に働き続けてもらうことが不可欠です。会社の業績が向上しても給与はわずかしかならず、福田会長の報酬額ばかりが膨れ上がっていく状況で、従業員のモチベーションが維持できるはずはありません。

現に、インターネット上の当社（元）従業員のクチコミ情報でも、「福田一族が牛耳っている。人を軽視」、「医療機器メーカーなのに給料が安すぎる。モチベーションは上がらない」、「ライバル会社に比べれば給与が低いので転職している人が多い印象」といったコメントが散見されます。

したがって、当社の業績向上の成果が従業員に対して適切に分配されるべく、執行側から独立した指名・報酬諮問委員会でこの点を審議することが適当です。

提案者は、昨年当社に提出した株主提案において本議案と同様の内容を法的拘束力のない勧告的決議として提案をしておりましたが、当社取締役会は同議案が不適法な議案であるとして株主総会で取り上げませんでした。しかし、当社取締役会は、提案者が一昨年提出した別の勧告的決議の議案については、議案の適法性を問うことなく株主総会で取り上げており、その対応には一貫性がありません。このような対応からは、従業員の待遇に関する問題提起に正面から取り組むことを回避しようとする意図がうかがわれます。

提案者は、福田会長の報酬額ばかり膨れ上がる一方で従業員の待遇改善が十分にされない不公正な状況に対して、株主（特に従業員株主）が声を上げる機会が与えられることには重要な意義があると考えます。提案者が今回定款変更の形で本議案を提案している背景には、このような事情があることをご理解いただきたく存じます。

なお、本件のような定款変更の株主提案に対しては、経営の柔軟性を損なうという理由での反対がされることがありますが、本議案は時限的な規定なので、経営の柔軟性への影響は限定的です。提案者は、このような時限的な規定に基づき、9月末日までと早期に従業員の待遇を見直すことを要請しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

◆ 第5号議案に対する当社取締役会の意見
当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

本議案は、従業員の給与の引き上げというまさに業務執行に関する事項を指名・報酬諮問委員会において審議し、公表することを定款に定めるというものです。しかし、従業員の給与は、当社における給与体系を前提として、当社の業績、他社の給与水準との比較、従業員に対するインセンティブ付け、各従業員の評価等様々な事項を総合的に考慮した上で、経営陣が自らの責任において判断すべき問題です。

これに対し、指名・報酬諮問委員会は、取締役の人事と報酬という取締役自身に関係する事項について、取締役会の監督機能を強化することを主たる目的として設置されたものであり、一般の従業員の給与体系について審議することが想定されている機関ではなく、かつ、上記のとおりまさに業務執行に関連するものである以上、社外取締役が中心となって検討する事項として適切であるともいえません。

なお、当社は、「社員の自己啓発と人格形成に資し、豊かな生活を建設する」との経営理念の下、従業員の給与水準の引き上げを含め、その待遇のさらなる向上に取り組んでおります。実際、当社の2023年度及び2024年度において、ベースアップを含み、それぞれ約5～6%の賃上げを行っており、「ほぼ横ばい」との批判は全く当たらず、また、給与水準も同業他社と比較して遜色はありません。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への後継者計画の諮問）

ア 議案の要領

第3号議案「定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）」の承認可決を条件として、同議案により追加される定款第26条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を1条ずつ繰り下げる。

（指名・報酬諮問委員会への後継者計画に関する諮問）

- 第27条 指名・報酬諮問委員会は、2026年5月末日まで（指名・報酬諮問委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、指名・報酬諮問委員会が適当と認める日まで）に当会社の会長及び社長の後継者計画を策定し、これを取締役会に報告する。
2. 当会社は、指名・報酬諮問委員会の策定した後継者計画を、策定後速やかに対外的に公表する。

併せて、定款の附則として、以下の条項を追加する。

附 則

- 第1条 定款第27条は、指名・報酬諮問委員会の策定した後継者計画が公表された時点で削除する。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

イ 提案の理由

今年、当社の福田会長は80歳、白井社長は73歳を迎え、いずれも一般的に引退を検討すべき年齢を超えています。特に、福田会長については、2024年2月に自社株買いに応じて相当数の当社株式を手放した上で、同年4月には自身の財団である福田孝太郎スポーツ振興財団で公益認定を取得しており（公益法人には相続税の優遇制度があります。）、既に引退に向けた準備を進めているように見受けられます。

当社においてはこれまで、2020年に福田会長が関与するレーシングプロジェクト「ARTA」のスポンサーに就任したり、本社ロビーにクラシックカーを展示するなど、福田会長の個人的な嗜好に基づくものと疑われる活動が複数見受けられました。

直近では福田会長は、自らの資産管理会社と見られる東京エンタープライズやセンチュリー産業を通じて富士山麓にクラシックカーの整備工場兼展示施設を設立し、栃木県那須町に合計で約17,000㎡もの広大な土地を取得するなど、当社以外での活動にも注力をしています（不動産登記情報等により確認）。

福田会長が既に当社の経営に対する関心を相当程度失っているのであれば、福田会長を当社の会長の地位にとどまらせる合理的な理由はありません。請求者は、昨年行った株主提案においても福田会長と白井社長の後継者計画の重要性を指摘しましたが、当社は未だに後継者計画に関する開示を何らしていません。福田会長や白井会長のような高齢の経営者が後継者計画を示さないことによって、若い役職員は当社における昇進の可能性や将来性に不安を感じ、人材流出に繋がっている可能性が懸念されます。当社における後継者計画の策定は喫緊の課題であり、当社は期限を定めてこれに取り組むべきです。

また、昨年 の 定時株主総会において白井社長は、自身の社長就任が福田会長からの指名によるものであった旨を発言しており、これが事実であれば、経営陣の選定プロセスにおいて客観性や透明性が欠如している面は否定できません。

こうした事実を踏まえれば、後継者計画を執行から独立した客観的な立場で定める必要性が高く、指名・報酬諮問委員会に策定をさせることが適当です。

なお、本提案は、定款変更の形式ではない勧告的決議として提案することも考えられるところですが、前述のように当社取締役会が勧告的決議議案を取り上げない可能性があるため、第5号議案「定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）」と同様に時限的な定款変更議案といたしました。

◆ 第6号議案に対する当社取締役会の意見
当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社は、企業が将来に亘って継続的に成長していくためには、経営を司る後継者の育成が重要な要素であると考えております。そのため、当社では、経営幹部候補を育成する「幹部育成塾」を社内研修として開催しているほか、執行役員制度を導入し、将来の役員候補を育成しております。

また、後継者に関しては、候補者の育成とともに、多くの候補者の中から、後継者として最もふさわしい人材を見極め、選定するというプロセスも重要となります。当社では、「社会的使命に徹し、ME機器の開発を通じて、医学の進歩に寄与する」とともに、「世界のトップ心電計メーカーを目指す」との経営理念の実現に貢献することのできる知見、経験、及び資質を有するか否かといった観点から取締役の候補者を選定し、指名・報酬諮問委員会において、各候補者の知見、経験及び資質を確認するプロセスを設けることにより、最適な後継者の見極めを行っております。また、このような取り組みは、相応の時間を要するものであり、かつ、状況に応じて適時適切に見直されるべきものです。加えて、後継者計画は、一つの文書でのみ構成されるものではなく、かつ、機密性の高い情報を含むことから、必ずしも開示に適しているわけではありません。

これに対し、本議案は、指名・報酬諮問委員会に対して、単に「会長及び社長の後継者計画」という抽象的な表現で、その計画の策定を2026年5月末日という限られた期間で求めるとともに、あたかも現経営陣が当社の経営に対する関心を失っているかのような誤った思い込みによって提案されたものであり、およそ後継者の育成及び選定のプロセスのあり方や、その重要性を理解しているとは思われません。

また、本議案が、策定された「会長及び社長の後継者計画」の公表を義務付けている点についても、実際に公表した場合に生じる、後継者候補に選ばれなかった役職員や、最終的に後継者として選ばれなかった候補者のモチベーション等への悪影響、さらには当社の経営戦略に密接に関わるあるべき後継者像として一定の内容を開示することによる当社の経営上の不利益を顧みないものです。加えて、このような期限を限定した内容を定款に定めることは、会社の根本規範である定款のあり方からしておよそ一般的な条文の内容とは言い難く、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

会場ご案内図

(フクダ電子(株)本郷新館 1 階ホール)
東京都文京区本郷二丁目35番 8 号
電話 (03) 3814-1211



※交通機関

□ 地下鉄

- ① 東京メトロ丸ノ内線
本郷三丁目駅 (出口 1)
徒歩約 5 分
- ② 都営大江戸線
本郷三丁目駅 (出口 3)
徒歩約 5 分
- ③ 都営三田線
春日駅 (A 2 出口)
徒歩約 5 分
水道橋駅 (A 6 出口)
徒歩約 5 分

□ J R

水道橋駅 (総武線) (東口)
徒歩約 10 分

□ 都バス

真砂坂上バス停
徒歩約 2 分

駐車場はありませんので、お車での
ご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

